

計量法関係手数料 新旧対照表

計量法関係手数料 【計量証明検査】	改正前 (円)	改正後 (R8.4.1施行) (円)
1. 騒音計		
イ. 使用最大周波数が8千Hz以下のもの	23,700	26,000
ロ. 使用最大周波数が8千Hzを超えるもの	38,800	38,800
2. 振動レベル計	33,900	33,900
3. 濃度計		
イ. ジルコニア式酸素濃度計又は磁気式酸素濃度計	96,100	96,100
ロ. 溶液導電率式二酸化硫黄濃度計	126,000	126,000
ハ. 紫外線式二酸化硫黄濃度計	95,700	95,700
ニ. 紫外線式窒素酸化物濃度計	106,000	106,000
ホ. 非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計	101,000	101,000
ヘ. 非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計	116,000	116,000
ト. 非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計	101,000	101,000
チ. 化学発光式窒素酸化物濃度計	108,000	108,000
リ. ガラス電極式水素イオン濃度指示計	26,100	28,700
ハに掲げる濃度計とニに掲げる濃度計が構造上一体となっているものにあつては、ハに掲げる金額とニに掲げる金額とを合算して得た額から50,900円を減額するものとする。		
ホからトまでに掲げる濃度計で二以上の検出部を有するものにあつては、検出部が増すごとに、ホからトまでに掲げる金額の五割の額を加算するものとする。		
ハからチまでに掲げる濃度計で四以上の表示機構を有するものにあつては、表示機構が三を超えて一増すごとにハからチまでに掲げる金額に22,100円を加算するものとする。		